

## 長期収載品の選定療養について

長期収載品の選定療養とは、患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合に、通常の一部負担金（1～3割）に加え、特別の料金（課税対象）を自己負担していただく仕組みです。

特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差2分の1相当（令和8年6月負担割合改定）の金額を、選定療養費として患者さんにご負担いただくことを言います。

先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要性があると判断した場合、または後発医薬品の提供が困難な場合は対象外です。

選定療養費は保険給付ではないため、消費税が上乗せされ、患者さんは選定療養費分の自己負担額と保険給付分の自己負担額を併せて窓口でお支払いいただきます。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月

南浜中央病院